

## 事業者：販売業に関する賠償の例

## 販売業

## (営業損害・逸失利益)

- ・愛知県に本店を置いて自動車の輸出業を営んでいる申立会社の営業損害（逸失利益）について、港湾における放射線検査の結果、商品が輸出できなくなり、仕入価格より安価での国内販売を余儀なくされたことを考慮し、**平成29年3月分まで、仕入価格と販売価格の差額分の全額**が賠償された事例。  
(和解事例1422 和解成立日 平成30年8月23日)
- ・県中地域において金属スクラップ卸売業を営む申立会社の営業損害について、原発事故の影響により金属スクラップが放射性物質で汚染されたため県内の業者からの仕入れが減少したことを考慮して、県内業者からの仕入れ減少分に対応する売上高の減少と売上単価の減少から算定した**平成26年8月から平成28年9月までの逸失利益**（原発事故の影響割合は、当初の7割から2割5分まで漸減）及び放射線検査機器の修理に要した**平成29年4月までの追加的費用**が賠償された事例。  
(和解事例1455 和解成立日 平成30年10月11日)
- ・自主的避難等対象区域（相馬市）に居住し、飯館村及びその周辺地域を中心に水産物の移動販売業を営んでいたが、原発事故後は休業している申立人の営業損害（逸失利益）について、**平成27年1月分から平成29年7月分まで**、原発事故との相当因果関係を認めた上（原発事故の影響割合は、10割から3割まで漸減）、東京電力の直接請求手続において基礎とされた**貢献利益率を修正**して賠償された事例。  
(和解事例1457 和解成立日 平成30年10月12日)
- ・自主的避難等対象区域（郡山市）で酒類の製造販売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、商品の販売先の一つである大韓民国への輸出規制が継続していること等の事情を考慮し、**平成28年10月分から平成29年9月分までの期間**につき、原発事故の影響割合を約2割として賠償された事例。  
(和解事例1513 和解成立日 平成31年3月1日)
- ・自主的避難等対象区域（川俣町）において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社について、上記事業以外の事業を合わせた申立会社**全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益**となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域の水稻の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の**米に係る事業については、減収が継続**しているとして、原発事故の影響割合を3割として、上記米に係る事業の**平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害（逸失利益）**が賠償された事例。  
(和解事例1522 和解成立日 平成31年3月25日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）において青果物の卸売業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、申立会社の平成25年4月以降の売上高は原発事故前の売上高を上回っているものの、申立会社は平成25年4月に県外に新たに事業所を設置したことによって売上高が増加したこと、平成25年4月から平成26年3月までの事業年度は営業損失を計上していること等を考慮し、**平成25年4月分から平成26年3月分まで**、上記新たな事業所の売上げに係る分を控除した上、原発事故の影響割合を2割として、賠償された事例。  
(和解事例1539 和解成立日 平成31年4月23日)

## 事業者：販売業に関する賠償の例

## 販売業

## (営業損害・逸失利益)

- ・自主的避難等対象区域（いわき市）でコメ袋等の包装製品の製造販売業等を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受け、浜通り地域の食糧米の生産量が減少したことにより、取引先である同地域の農協等からの受注量が減少したこと等の事情を考慮し、**平成29年11月分から平成30年10月分まで**、原発事故の影響割合を約1割5分として賠償された事例。  
(和解事例1549 和解成立日 令和元年5月20日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）内の温泉街においてガソリンスタンドを営んでいる申立会社の原発事故による営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を**平成26年8月分から平成27年7月分までは5割、同年8月分から平成28年7月分までは3割、同年8月分から平成29年7月分までは1割**として賠償された事例。  
(和解事例1552 和解成立日 令和元年5月28日)
- ・自主的避難等対象区域（伊達市）で果物の生産販売業を営む申立人の平成30年分の営業損害（逸失利益）について、**出荷量の増加及び増収**が認められるものの、風評被害の継続を認めた上で、**果物の単価下落幅に出荷数量を乗じた額**（ただし、出荷量が大幅に増加した果物については、8割の限度）が賠償された事例。  
(和解事例1553 和解成立日 令和元年5月28日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を有する工業製品等の卸売業を営む申立会社の営業損害（間接損害）について、取引先の事業者が有していた避難指示区域内の工場が操業を停止したことにより取引先を喪失したことを考慮し、**平成27年8月分から平成28年4月分まで**賠償された事例（原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減。）  
(和解事例1566 和解成立日 令和元年6月24日)
- ・県南地域（白河市）で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたが、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあり、平成25年5月からは他の農産物を栽培するようになったものの、**平成29年4月に廃業した**申立人の営業損害（逸失利益）について、原発事故前の平成20年分から平成22年分までの各年間利益の平均額を基準とし、**平成27年1月分から同年12月分まで**原発事故の影響割合を5割、**平成28年1月分から同年12月分まで**同割合を2割5分として賠償された事例。  
(和解事例1568 和解成立日 令和元年6月27日)
- ・群馬県で米の自家販売を行う申立会社の平成26年産及び平成27年産の米に係る営業損害（逸失利益）について、個人客に対する販売に係る減収分は、安全・安心に特に関心が高い個人客が購入すると考えられる有機米と有機米以外の米との区別なく、原発事故の影響割合を**平成26年産分は7割、平成27年産分は5割**として賠償されたほか、業者に対する販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を**平成26年産分は3割、平成27年産分は1割**として賠償された事例。  
(和解事例1578 和解成立日 令和元年7月30日)

## 事業者：販売業に関する賠償の例

## 販売業

## (事業用動産)

- 宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う逸失利益、放射能汚染により**廃棄を余儀なくされた**堆肥等の財物損害、福島県の旧緊急時避難準備区域内の工事現場に原発事故前に納品したが**避難のため放置された**堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例。  
(和解事例561 和解成立日 平成25年7月5日)

## (追加的費用)

- 福島県中通りで食料品等を販売している申立人について、各事業所の線量を測定するために購入した**線量計購入費用**が賠償された事例。  
(和解事例605 和解成立日 平成25年8月5日)
- 県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた逸失利益、**保管費用等**の追加的費用が賠償された事例。  
(和解事例618 和解成立日 平成25年8月12日)
- 自主的避難等対象区域で米穀類の集荷・販売業等を営む申立会社について、**県の指導により実施した放射能測定機器設置場所の間仕切り、壁面補強工事等の追加的費用**が賠償された事例。  
(和解事例753 和解成立日 平成25年11月6日)
- 三重県で飼料の製造・販売業を営み、飼料の原料として宮城県産の米ぬかを用いている申立会社について、平成27年1月から4月の間に実施された**外部機関による放射線検査費用の全額**の賠償が認められた事例。  
(和解事例1148 和解成立日 平成27年11月30日)

## 事業者：建設業／不動産業に関する賠償の例

## 建設業

## (営業損害・逸失利益)

- 県中地域でボイラーの保守・点検等を営む申立人について、**警戒区域内の取引先への売上**に係る逸失利益（間接損害）につき、平成23年12月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検につき**代替取引先の開拓は容易でない**として、賠償された事例。  
(和解事例428 和解成立日 平成25年3月26日)
- 自主的避難等対象区域（いわき市）で建築業を営む申立会社が、**旧警戒区域を建築場所**として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされたことに伴う営業損害が賠償された事例。  
(和解事例641 和解成立日 平成25年8月21日)

## (事業用動産)

- 自主的避難等対象区域（石川郡玉川村）で造園業や造園木等の生産・販売業を営んでいた申立会社について、**廃棄処分をした抜根済みの造園木等の財物損害及び処分費用**が賠償された事例。  
(和解事例1102 和解成立日 平成27年7月24日)

## (追加的費用)

- 会津地域で土木建設業を営む申立会社について、原発事故に起因する**公共工事の工事期間延長のために負担した追加的費用（人件費やリース費用）**が賠償された事例。  
(和解事例780 和解成立日 平成25年11月27日)

## 事業者：建設業／不動産業に関する賠償の例

## 不動産業

## (営業損害・逸失利益)

- ・自主的避難等対象区域（いわき市）の土地建物について借主より賃料収入を得ていたが、平成23年11月に借主が撤退したために減収が生じた申立会社について、原発事故当時、当該賃貸借契約（契約期間3年）は4度の更新により13年以上続いており、**原発事故がなければ少なくとも平成26年11月までは契約が更新される蓋然性があった**と認め、平成23年12月分から平成26年11月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を4割として賠償された事例。  
(和解事例1250 和解成立日 平成29年2月10日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）で不動産販売業を営む申立会社が、原発事故当時、同市に建築中であった建売住宅を、その後販売することができずに解体したことにつき、**同住宅周辺の放射線量が比較的高かったこと、建築中であったために、建物の内部まで直接的に放射性物質により汚染された**といえること等を考慮して、同住宅の建築及び解体のために支出した額の8割が賠償された事例。  
(和解事例1336 和解成立日 平成29年11月21日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）において、福島市に対し、固定資産税評価額を基準に賃料を定めて土地を賃貸している申立人の営業損害（逸失利益）について、**原発事故の影響による固定資産税評価額の下落に伴い賃料も下落した**ことを考慮し、平成29年4月分から平成30年3月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例。  
(和解事例1391 和解成立日 平成30年5月25日)
- ・**栃木県北部**の別荘地及びその周辺地において**別荘の分譲販売・管理業等**を営む申立会社X並びに同所における**別荘の建設等の工事を請け負う**申立会社Yの風評被害に基づく各営業損害（逸失利益）について、申立会社Xが上記別荘地において所有する区画数及び同別荘地の放射線量等を考慮し、原発事故の影響割合を2割として、**申立会社Xにつき平成29年4月分まで、申立会社Yにつき平成28年11月分までの損害が賠償された事例。**  
(和解事例1432 和解成立日 平成30年9月10日)

## 事業者：医療業に関する賠償の例

## 医療業

## (営業損害・逸失利益)

- ・福島県（避難指示区域外）で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、**平成23年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥**して、平成23年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例629 和解成立日 平成25年8月14日)
  - ・自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成24年3月から同年11月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収しているため損害はないとする東京電力の主張を排斥し、**増収は夜間診療等の特別の努力**によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例709 和解成立日 平成25年10月4日)
  - ・福島県中通り地方で小児科クリニックを営む申立人について、原発事故による**自主的避難に起因する患者（子供）の減少**により生じた逸失利益等が賠償された事例。  
(和解事例786 和解成立日 平成25年11月29日)
  - ・自主的避難等対象区域の病院について、原発事故後、**地域の子供や女性が避難**しており、東京電力が直接請求で支払を拒否した期間（平成24年4月1日から平成25年3月末日まで）についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との因果関係が認められるとして、逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例862 和解成立日 平成26年1月31日)
- (追加的費用)
- ・いわき市で歯科技工士を営む申立人について、**放射性物質汚染を危惧する取引先からの要請により買い換えた歯科技工用の機械等の取得費用**が賠償された事例。  
(和解事例659 和解成立日 平成25年9月11日)

## 事業者：観光業に関する賠償の例

## 観光業

## (営業損害・逸失利益)

- ・観光地（自主的避難等対象区域）で小売店を営む申立人が、**平成24年までは売上減少がなかったが、平成25年以降売上げが減少した**として逸失利益の賠償を請求したところ、原発事故後1年半以上の間売上減少がなかったのは、事故の復旧作業員が利用したという特殊事情によるものとして、直接請求では支払を拒否された風評被害に伴う逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例674 和解成立日 平成25年9月19日)
- ・原発事故当時、会津地域においてペンションの開業準備中であり、平成23年2月にペンション用建物を購入したものの、**原発事故により開業を断念**した申立会社について、建物購入費用相当額の7割が開業準備費用相当額の損害として賠償された事例。  
(和解事例826 和解成立日 平成25年12月26日)
- ・自主的避難等対象区域で温泉施設の開業準備をしていたが、**本件事故の影響により開業を断念**した申立会社について、開業準備の費用の一部が本件事故と相当因果関係がある損害として賠償された事例。  
(和解事例838 和解成立日 平成26年1月10日)
- ・福島県外（東京都）で修学旅行生や学生の各種大会時の団体宿泊等を主な顧客とする旅館を経営する申立会社について、**原発事故以降、予約されていた修学旅行客の宿泊がキャンセル**されたことに伴う営業損害が賠償された事例。  
(和解事例848 和解成立日 平成26年1月24日)
- ・群馬県で宿泊施設を運営する申立会社について、**周辺地域の観光客数は回復しているものの**、申立会社の宿泊施設を利用する幼児、小学生等の団体客が原発事故後に減少していることなどから原発事故による風評被害を認め、寄与度を3割として平成25年12月から平成26年8月までの逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1020 和解成立日 平成26年12月10日)
- ・福島県外で旅行業を営む申立会社について、**原発事故により外国人ガイドが帰国したため、外国人観光客向けのツアーが減少**したとして、平成23年12月までの逸失利益（原発事故の寄与度は7割）が賠償された事例。  
(和解事例1033 和解成立日 平成27年1月19日)
- ・**北陸地方で原発事故直後に宿泊施設を開業**した申立会社の風評被害による逸失利益（平成23年3月から同年5月まで）について、基準年度の売上高を平成24年度から3か年の平均売上高とするなどして損害額が算定された事例。  
(和解事例1036 和解成立日 平成27年1月27日)

## 事業者：観光業に関する賠償の例

## 観光業

## (営業損害・逸失利益)

- ・**栃木県で川魚料理を提供する観光客向けの飲食店**を営む申立会社について、風評被害による損害の継続を認め、原発事故の影響割合を、観光名物である設備が設置されていた期間は10割、設置されていなかった期間は8割として、平成26年7月から同年12月までの逸失利益の賠償が認められた事例。  
(和解事例1065 和解成立日 平成27年4月2日)
- ・**千葉県でホテル業等を営んでいる**申立人の、平成24年4月に事業譲渡を受けたホテルの風評被害に基づく営業損害について、申立人が事業譲受に際し策定した事業計画を参考に損害額を算定し、平成26年12月までの賠償が認められた事例。  
(和解事例1076 和解成立日 平成27年5月21日)
- ・**栃木県で観光旅館を営む**申立会社について、風評被害による売上げ減少が継続していると認め、平成26年10月から平成27年3月までの期間につき、原発事故の影響割合を7割として逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1114 和解成立日 平成27年8月20日)
- ・**茨城県において観光バス事業を営む**申立会社の、福島県、栃木県、群馬県、茨城県を目的地とする運行について、目的地ごとに原発事故の影響割合（福島県60%、栃木県及び群馬県各40%、茨城県20%）を認定して、平成26年6月分までの逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1157 和解成立日 平成28年1月19日)
- ・栃木県北部の観光地で旅館業を営む申立会社について、原発事故の風評被害により、**主に関西からのツアー客が減少**したとして、平成27年4月分から同年6月分までの減収分につき、原発事故の影響割合を5割として逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1183 和解成立日 平成28年4月25日)
- ・**茨城県で海の家**を経営する申立会社の営業損害（逸失利益）について、風評被害の影響を考慮して、平成28年7月分及び同年8月分につき原発事故の影響割合を2割5分として賠償された事例。  
(和解事例1301 和解成立日 平成29年8月23日)

## 事業者：サービス業等に関する賠償の例

## サービス業等

## (営業損害・逸失利益)

- ・会津若松市で飲食店を営んでいる申立人について、平成23年は営業努力によって売上げを維持したが、平成24年に入りその営業努力による効果が限界に至って同年6月以降の売上げが減少したと認定され、**原発事故から1年3か月経ってからの売上減少であるから因果関係がないという東京電力の主張を排斥**し、逸失利益の賠償が認められた事例。  
(和解事例691 和解成立日 平成25年9月26日)
- ・福島市内に学校を設置する申立人について、**避難のために学生が休学・退学したことによる逸失利益**、放射能検査機器等購入費用、除染費用、**その他学生等の安全確保のための諸費用**が賠償された事例。  
(和解事例758 和解成立日 平成25年11月8日)
- ・自主的避難等対象区域でペットのブリーダー業を営んでいたが、**原発事故により廃業を余儀なくされた**申立人について、5年分の年間収入に原発事故による寄与度を8割として算定した金額の廃業損害が賠償された事例。  
(和解事例784 和解成立日 平成25年11月29日)
- ・福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、**会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥**し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例815 和解成立日 平成25年12月16日)
- ・コンサルタント業を営む申立人について、外国人が発注したヨットの建造を中国地方で行う事業についての**コンサルタント契約が原発事故の影響により解消**されたとして、契約解消に伴う逸失利益の賠償が認められた事例（和解案提示理由書あり。掲載番号31）。  
(和解事例998 和解成立日 平成26年10月29日)
- ・東北地方の**地方公共団体**である申立人について、原発事故の対応業務で生じた人件費、測定経費、機器購入費、除染経費、広報経費等が賠償された事例（和解案骨子において、各損害項目についての考え方の骨子が示されている。）。  
(和解事例1014 和解成立日 平成27年1月6日)
- ・自主的避難等対象区域（福島市）で保育所を営む申立人について、原発事故による避難により**入所児童が減少したとして、園児帳や領収証から収入を認定**し、平成26年11月までの逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1072 和解成立日 平成27年4月28日)
- ・大韓民国向けに水産物の輸出業を営む申立会社について、**大韓民国による水産物の輸入禁止措置により禁止対象地域産の水産物輸出が困難となったこと等の事情を考慮**し、平成26年3月分から同年12月分までの逸失利益（事故の影響割合40%）が賠償された事例。  
(和解事例1154 和解成立日 平成27年12月9日)

## 事業者：サービス業等に関する賠償の例

## サービス業等

## (営業損害・逸失利益)

- ・自主的避難等対象区域（いわき市）で水産業者から委託を受けて水産物の運送業を営む申立人が、原発事故により県内の漁港が操業を停止したために取引先の水産業者からの委託がなくなり、休業せざるを得なくなったために生じた逸失利益の賠償を求めた事案について、**申立人は30年以上同じ水産業者とのみ取引を行っていたこと**、原発事故後の浜通りにおいて新たな取引先を個人で開拓することは困難であること、**県内の漁港ははまだ試験操業中であり、水揚高は事故前の水準に回復していないこと**等の事情を考慮して、原発事故の影響割合を6割として、平成27年4月分から同年9月分までの逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1170 和解成立日 平成28年3月14日)
- ・茨城県内で、施設内の池に淡水魚を放流し、釣り客から施設入場料を得ることにより釣り場の経営をしている申立会社の風評被害による逸失利益について、**申立会社の業態や売上状況等を考慮**し、平成27年6月分まで賠償（影響割合は、平成26年1月から3月までは10割、同年4月から6月までは7割、同年7月から平成27年6月までは3割）された事例。  
(和解事例1212 和解成立日 平成28年10月7日)
- ・千葉県鴨川市で飲食店を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益について、同店では**地元でとれた地魚にこだわり料理を提供**していたこと等の事情を踏まえ、平成27年8月分から平成28年2月分まで影響割合を5割として損害が賠償された事例。  
(和解事例1237 和解成立日 平成28年12月16日)
- ・自主的避難等対象区域（いわき市）で牛乳・乳製品を中心とする飲食料品の配達販売業を営んでいたが平成28年2月に廃業した会社に係る営業損害（逸失利益）及び廃業損害について、取引先の多くが避難指示区域内にあったために大幅な売上減少が継続していたこと等を考慮して、平成26年7月分から平成28年2月分までの**逸失利益**（影響割合を平成26年7月分から平成27年5月分は3割、同年6月分から平成28年2月分は2割とする。）が賠償されるとともに、**原発事故前からの債務超過があったものの上記売上減少を考慮すると原発事故と廃業との因果関係は否定できないとして、廃業損害（営業利益の約1年半分）が賠償**された事例。  
(和解事例1239 和解成立日 平成28年12月21日)
- ・**宮城県において**同県内の水揚業者や水産物加工業者を取引先として**運送業を営む**申立会社の営業損害について、申立会社の売上減少が風評被害の継続による取引先の売上減少によるものとして、原発事故による影響割合を、平成27年4月分から平成28年3月分まで2割、同年4月分から平成29年3月分まで1割として逸失利益が賠償された事例。  
(和解事例1349 和解成立日 平成30年1月5日)
- ・**群馬県内で魚の釣り堀営業を営む**申立会社について、原発事故の影響により、釣り堀用の魚を養殖していた南相馬市内の複数のため池の利用が困難となったこと等の事情を考慮し、平成29年3月分まで、原発事故の影響割合を1割として営業損害（逸失利益）が賠償された事例。  
(和解事例1379 和解成立日 平成30年4月17日)

## 事業者：サービス業等に関する賠償の例

## サービス業等

## (営業損害・逸失利益)

・主に浜通り地域及び茨城県内の交通機関の駅・沿線の広告・看板制作等の広告代理業を営む申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響により取引先からの受注が減少したことを考慮し、平成25年3月分から平成29年7月分までの損害につき、相双方面への売上げに係る分に限った上で、**原発事故の影響割合を、平成25年3月分から平成27年7月分まで10割、同年8月分から平成29年7月分まで8割とし、既払金を控除した残額が賠償**された事例。  
(和解事例1450 和解成立日 平成30年10月1日)

・自主的避難等対象区域（県中地域）においてホテル及び結婚式場等を経営する申立会社の**ホテル部門及びブライダル部門の営業損害（逸失利益）**について、申立会社の商圏における人口が避難により減少したこと等により結婚披露宴の実施数が減ったことを考慮して、平成27年9月分から平成28年8月分まで、原発事故の影響割合を3割として賠償された事例。  
(和解事例1470 和解成立日 平成30年11月9日)

・自主的避難等対象区域（相馬市）において**釣舟業を営む**申立会社の平成27年10月分から平成28年9月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例。  
(和解事例1496 和解成立日 平成31年1月29日)

## (事業用動産)

・宮城県に本店を置き、建設機械器具のリース業を営む申立会社について、**取引先にリースして旧警戒区域（南相馬市小高区）の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板が放射能汚染のために使用できなくなった**として、財物損害が賠償された事例。  
(和解事例631 和解成立日 平成25年8月15日)

・いわき市を拠点に運輸業を営んでいた申立会社が原発事故前に**福島第一原発敷地に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかったクレーン車**の財物損害について、実際の使用可能期間を想定して法定耐用年数よりも長い償却期間を前提に損害額が算定された事例。  
(和解事例715 和解成立日 平成25年10月9日)

・福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に**旧警戒区域（大熊町）で運行していた営業用車両（ダンプカー）を置き去りにせざるを得なかった**として、当該車両に係る財物損害に加え、代替車納入までの間の使用不能に伴う営業損害が賠償された事例。  
(和解事例840 和解成立日 平成26年1月15日)

・旧屋内退避区域（いわき市）で研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、**同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害**等が賠償されたほか、平成23年9月以降の避難継続を認め、新たな事業地を購入した平成25年8月までの精神的損害が賠償された事例。  
(和解事例934 和解成立日 平成26年6月5日)

## 事業者：サービス業等に関する賠償の例

## サービス業等

## (追加的費用)

・自主的避難等対象区域所在の申立会社所有の**テニスコートの除染費用**について、実際に支出された砂の入れ替え費用、人工芝の張り替え費用等の全部又は一部が賠償された事例。  
(和解事例632 和解成立日 平成25年8月15日)

・自主的避難等対象区域で貨物自動車運送業を営む申立会社について、福島ナンバー車両での納入・搬送の拒否が重なったため、**他県ナンバーの車両を備車として用いたことで生じた備車費増加費用（追加的費用）**が賠償された事例。  
(和解事例701 和解成立日 平成25年10月1日)

・自主的避難等対象区域で米穀類の集荷・販売業等を営む申立会社について、**県の指導により実施した放射能測定機器設置場所の間仕切り、壁面補強工事等の追加的費用**が賠償された事例。  
(和解事例753 和解成立日 平成25年11月6日)

・宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が**搬入物の放射線量を測定するために設置した測定器（設置型放射線測定器等）購入費用等**について、原発事故後、申立会社は増収増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に転嫁されているため損害がない、仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張につき、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償が認められた事例。  
(和解事例789 和解成立日 平成25年12月2日)

・自主的避難等対象区域（いわき市）で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故の影響により売上がなかった期間中に申立人が支出した費用のうち、**東京電力の本賠償手続において変動費に振り分けられたものを固定費に分類し直すなどして貢献利益率を再計算し、**広告宣伝費や船の維持費等の追加的費用が賠償された事例。  
(和解事例968 和解成立日 平成26年8月28日)

・会津地域で幼稚園を運営する申立法人について、**砂場の入換え工事、園庭の除草作業の委託、外壁の洗浄や再塗装等の園舎除染工事**に係る費用が賠償された事例。  
(和解事例986 和解成立日 平成26年10月1日)

・地方自治法上の一部事務組合である東北地方の申立人について、**脱水汚泥、水処理用活性炭等の放射性物質濃度検査に要した費用**が賠償された事例。  
(和解事例1045 和解成立日 平成27年2月19日)

・自主的避難等対象区域（福島市）において私立保育園を営んでいた申立人について、原発事故による避難により入所児童が減少した結果、**保育園を移転せざるを得なくなったとして、移転に伴う設備の解体費用及び移転費用**並びに平成25年1月分から平成26年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合は、平成25年は7割、平成26年は6割）が賠償された事例。  
(和解事例1167 和解成立日 平成28年2月17日)

## 事業者：サービス業等に関する賠償の例

### サービス業等

#### (追加的費用)

- ・自主的避難等対象区域（郡山市）に所在する幼稚園を運営する学校法人である申立人が、放射性物質に汚染されたことを理由に**幼稚園内の遊具（木製とりで、半丸太ベンチ、砂場枠等）**を交換したことについて、交換前の遊具に経年劣化があったことも考慮した上で、**交換に要した費用**から交換に伴い支給された補助金を控除した残額の一部が賠償された事例。  
(和解事例1337 和解成立日 平成29年11月24日)
- ・宮城県内でゴルフ場を経営する申立会社について、**原発事故によりイノシシが増加したことから追加的費用（対策費用）の支出**を余儀なくされたとして、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例。  
(和解事例1353 和解成立日 平成30年1月30日)
- ・神奈川県内で中古自動車の輸出等の港湾運送事業等を営む申立会社が原発事故により支出を余儀なくされた**輸出用中古自動車の検査費用及びその付帯作業費用**について、平成27年4月分から平成28年7月分までは原発事故の影響割合を5割として、同年8月分から平成29年2月分までは同割合を1割として賠償された事例。  
(和解事例1367 和解成立日 平成30年3月26日)